

2025年6月2日
全国港湾第24発第123号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内



第4回東京地裁口頭弁論（独禁法問題）の法廷傍聴の取組みについて

日港協の「独禁法に抵触する恐れがある」として産別最賃制度の団体交渉に応じない姿勢に対し、全国港湾と港運同盟は、都労委に救済を申請し、都労委は不当労働行為と断じて、団交に応じるよう命令を発出しました。

しかし、日港協は都労委の命令に応じず中労委に再審査を求めましたが、中労委は、都労委命令を維持し日港協の再審査請求を却下しました。

日港協は、これにも従うことなく、中労委命令を不服として行政訴訟に舵を切りました。その第4回口頭弁論が7月1日（火）に行われます。当日の傍聴動員を6月2日開催の第12回中央執行員会で確認しました。

よって、各常任中央執行委員の取組みとして下記の通り指示する。

記

1. 第4回東京地裁口頭弁論（独禁法問題）

(1) 期 日 2025年7月1日（火）

- ① 集合時間 10時00分～門前集會を東京地裁前で行ないます。
- ② 法廷傍聴 10時30分～

(2) 場 所 東京地方裁判所（最寄駅：東京メトロ霞が関駅）[地図：別紙参照]

2. 動員規模

- (1) 常任中執・本部役職員で対応する。
- (2) 参加される方は、腕章を持参のこと。

以 上

※ 2月17日付、公文第69号で「第4回東京地裁口頭弁論（独禁法問題）の法廷傍聴の取組みについて」で発出しましたが、進行協議に変更となったため、今回、第4回としています。